

評価書（個票）

<p>事務・事業名</p>	<p>シルバー人材センター及びシルバー人材センター連合の業務に関して行う啓発活動、研修、連絡調整、指導等、情報・資料の収集・提供、その他必要な業務</p>	<p>担当課 (担当課長)</p>	<p>職業安定局雇用開発部 高齢者雇用対策課 (高齢者雇用対策課長 福士 亘)</p>		
<p>根拠法令等</p>	<p>高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第46条</p>	<p>類 型</p>	<p>講習研修、促進啓発、指導助言、その他</p>	<p>指定等の形態</p>	<p>指定</p>
<p>事務・事業の概要</p>	<p>○事務・事業創設時の趣旨 シルバー人材センターの健全な発展及び定年退職者等その他の高齢者退職者の能力の積極的な活用を促進することにより、高齢者の福祉の増進を図るためには、臨時的かつ短期的な就業又はその他軽易な業務に係る就業機会の提供体制の整備、確立を図ることが必要となる。このために、シルバー人材センター事業（以下「シルバー事業」という。）に関する啓発、シルバー人材センター相互の連絡調整、業務運営担当者の資質の向上などが円滑に行われることが必要である。</p> <p>○事務・事業の内容 高齢者雇用安定法第46条において指定された全国シルバー人材センター事業協会（以下「全シ協」という。）がシルバー人材センター及びシルバー人材センター連合（以下「シルバー人材センター等」という。）の健全な発展及び定年退職者等その他の高齢者退職者の能力の積極的な活用を促進するために、シルバー人材センター及びシルバー人材センター連合の業務に関し高齢者等の雇用の安定等に関する法律第47条で規定している以下の業務を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・普及啓発事業 会員の増大及び就業機会の拡大を図るため、シルバー事業の周知広報を実施 ・研修事業 シルバー事業を適正に運営するため、シルバー人材センター等の役職員の資質の向上を図るための研修の実施 ・連絡調整及び指導その他の援助 シルバー事業の運営の質的水準を高めるため、シルバー人材センター等の連絡調整を図り、及び指導その他の援助の実施 ・情報及び資料を収集・提供 高齢者の多様な就業ニーズに適切に対応していくために、シルバー人材センター等の業務に関する情報及び資料を収集し、シルバー人材センター等その他の関係者に対し提供を実施 ・その他必要な事業 シルバー人材センター等の健全な発展及び定年退職者等その他の高齢者退職者の能力の積極的な活用を促進するために必要な事業を実施 				
<p>事務・事業の目的</p>	<p>シルバー人材センター等の健全な発展及び定年退職者等その他の高齢者退職者の能力の積極的な活用を促進することにより、高齢者の福祉の増進を図るためには、臨時的かつ短期的な就業又はその他軽易な業務に係る就業機会の提供体制の整備、確立を図る</p>				

関連する政策目標	高齢者・障害者・若年者等の雇用の安定・促進を図ること (政策小目標) 定年の引上げ、継続雇用制度の導入等による高齢者の安定した雇用の確保を図ること								
関連する業績指標	訪問個別指導（シルバー人材センター連合本部）								
指標の目標値等	16 件以上								
法人の指定等の状況	別紙のとおり								
指定・登録等の基準に対するよくあるお問い合わせと回答	特になし								
料金等・積算根拠	特になし								
事務・事業の実績	○実績（平成 27 年度） <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">研修受講者数</td> <td style="text-align: right;">295 人</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">派遣元責任者講習</td> <td style="text-align: right;">659 人</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">職業紹介責任者講習会受講者数</td> <td style="text-align: right;">367 人</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">指導件数</td> <td style="text-align: right;">377 件</td> </tr> </table>	研修受講者数	295 人	派遣元責任者講習	659 人	職業紹介責任者講習会受講者数	367 人	指導件数	377 件
研修受講者数	295 人								
派遣元責任者講習	659 人								
職業紹介責任者講習会受講者数	367 人								
指導件数	377 件								
国からの補助金等	○補助金・委託費等（平成 28 年度）：149,060 千円 内容：シルバー人材センター等への指導事業の委託 90,858 千円 全国シルバー人材センター事業協会への補助金 58,202 千円								
事務・事業の見直し状況（これまでの検証）	○行政刷新会議事業仕分け第 1 弾（平成 21 年 11 月）、独立行政法人・公益法人等整理合理化委員会（平成 22 年 12 月）の結果を踏まえ、以下の見直しを行った。 [整理合理化委員会の指摘]（全指定法人制度の在り方を審議会等で議論する。） ●指定法人の在り方の検討 厚生労働省独立行政法人・公益法人等整理合理化委員会（平成 22 年 12 月）の報告書を踏まえ、指定法人の在り方について、労働政策審議会職業安定分科会雇用対策基本問題部会において審議を行ったところ、同部会において、指定法人及び業務内容について妥当であるとする報告書が取りまとめられた。 [行政刷新会議の指摘] (予算要求の 1 / 3 程度の削減) ●関連予算の軽減【D：事務・事業実施の効率化】 行政刷新会議事業仕分け第 1 段（平成 21 年 11 月）での指摘を踏まえ、全シ協への補助金について約 7 割を削減。 ○その他、以下の見直しを行った。 ●公務員 OB である役職員の縮減 平成 23 年度に、公務員 OB である役員が退任し、後任については、公募採用を実施した。以降、公募採用で実施。								

<p>事務・事業の必要性等・有効性</p>	<p>●事務・事業の必要性 定年退職者等に対する臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業機会の提供体制の整備、確立を図るために、全国1,300余りのシルバー人材センターの整備拡充を図ると同時に、シルバー事業に関する普及啓発、シルバー人材センター相互の連絡調整、業務運営担当者の資質の向上のための研修の実施などを行っているが、これらの業務を今後も引き続き円滑に行うために、当該事務・業務は必要である。</p> <p>●事務・事業の妥当性 シルバー人材センター等の健全な発展及び定年退職者等その他の高年齢退職者の能力の積極的な活用を促進することにより、高年齢者の福祉の増進を図るためには、引き続き、シルバー事業に関する啓発、シルバー人材センター等相互の連絡調整、業務運営担当者の資質の向上などが円滑に行われることが必要である。これらの業務は、国等の行政機関が自ら行うよりも、シルバー事業の健全な発展を図るとともに、高年齢者の能力の積極的な活用を促進することにより、高年齢者の福祉の増進に資する事を目的として設立された民間団体において行われることが、業務がより円滑かつ効率的に行われるために適当であり、引き続き、当該事務・事業を行うことは妥当である。</p> <p>●事務・事業の有効性 定年退職者等に対する臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業機会の提供体制の整備、確立を図るために、全国1,300余りのシルバー人材センター等の整備拡充を図ると同時に、シルバー事業に関する普及啓発、シルバー人材センター相互の連絡調整、業務運営担当者の資質の向上のための研修の実施などは有効である。</p>
<p>事務・事業の執行体制の妥当性</p>	<p>○指定等を行う妥当性 シルバー人材センター等の健全な発展及び定年退職者等その他の高年齢退職者の能力の積極的な活用を促進することにより、高年齢者の福祉の増進を図るためには、臨時的かつ短期的な就業又はその他軽易な業務に係る就業機会の提供体制の整備、確立を図ることが必要となる。このために、シルバー人材センター事業に関する啓発、シルバー人材センター等相互の連絡調整、業務運営担当者の資質の向上などが円滑に行われることが必要である。 これらの業務の実施に当たっては、国等の行政機関が自ら行うよりも、シルバー人材センター事業の健全な発展を図るとともに、高年齢者の能力の積極的な活用を促進することにより、高年齢者の福祉の増進に資する事を目的として設立された民間団体において行われることが、より円滑かつ効率的に行われるために適当である。</p> <p>○事務・事業実施主体の適格性 ●指定等の基準の妥当性 ・実施主体を全国で一つの法人に限定している場合、その理由と見直しの可否 シルバー人材センター事業は全国の高齢者を対象に統一性、継続性をもって実施されるべきであり、また、シルバー人材センター等相互の連絡調整、業務運営担当者の資質の向上などを行うものであるため、全国を通じて一個に限り指定することが適当である ・指定制から登録制への移行等参入の拡大の可否 全国のシルバー人材センター等における統一性、継続性をもった事業実施が必要であるため、指定制度を維持することが妥当。 ・指定等法人に対する指導監督の強化等 全シ協内に有識者等による検討の場を設け、会員・事業拡大、安全適正就業、民間事業者と乖離のない価格設定など地域に根ざしたシルバー事業の運</p>

	<p>営の検討などを行っているところであるが、引き続き、組織や業務等について不断の見直しを行う。</p> <p>●実施主体としての指定等法人の適格性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現に指定・登録等されている法人の適格性（業務効率、能力等） <p>事業実施に必要な専門性を有していること、これまでの全国のシルバー人材センター等における統一性、継続性をもった事業実施のための研修や連絡調整、適正就業に関する指導実績等があり、最も指定法人として期待される役割を果たす法人であると考えられることから、全シ協を指定法人として位置づけることは妥当である。</p>
<p>評価結果の総括 （現状分析（事務・事業の評価）と今後の方向性）</p>	<p>少子高齢化が進展する中、我が国の社会経済の活力を維持するためには、できるだけ多くの高齢者が元気で社会の中で活躍・貢献することが必要であり、それを担う仕組みの一つとしてシルバー事業の役割はますます重要になると考えられる。そのために、シルバー人材センター等の健全な発展及び定年退職者等その他の高齢退職者の能力の積極的な活用を促進することにより、高齢者の福祉の増進を図るためには、引き続き、シルバー事業に関する啓発、シルバー人材センター等相互の連絡調整、業務運営担当者の資質の向上などが円滑に行われることが必要である。これらの業務は、国等の行政機関が自ら行うよりも、シルバー事業の健全な発展を図るとともに、高齢者の能力の積極的な活用を促進することにより、高齢者の福祉の増進に資する事を目的として設立された民間団体において行われることが、業務がより円滑かつ効率的に行われるために適当であり、引き続き、指定法人制度により当該業務を実施することは妥当である。</p> <p>また、今後については、全シ協はこれまで、予算の大幅削減と合わせ組織のスリム化及び業務効率化により合理化を図ってきたところであるが、全シ協の事業運営について、民間事業者をはじめ国民の理解を得ながら事業を発展させていくことが必要である。また、事業運営の更なる効率化等を図っていくことも必要である。</p> <p>このため、全シ協内に有識者等による検討の場を設け、会員・事業拡大、安全適正就業、民間事業者と乖離のない価格設定など地域に根ざしたシルバー事業の運営の検討を行うなど、組織や業務等について不断の見直しを行っているところであり、引き続き全シ協の事業運営がより一層効果的・効率的に行われるよう努める。</p> <p>また、指定先選定理由の情報公開については、指定先選定理由について情報開示を進め、透明性を確保する観点から、公開していく必要がある。プロポーザル方式を含む参入要件の見直し及び新たな基準など「新ルール」の制定については、定期的な検証が必要ではあるものの、蓄積されたノウハウを最大限活用するという観点からも現行制度を維持することが必要である。</p>
<p>備考</p>	

別紙

合計 1 法人

- ・ 公益社団法人 1 法人

法人名	指定等の時期	連絡先（TEL）	料金等・積算根拠
公益社団法人（1法人）			
（公社）全国シルバー人材センター事業協会	昭和61年	（公社）全国シルバー人材センター事業協会総務課 5665-8011	